

第4編 風水害災害応急対策

第 1 章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台及び府から参考となる警戒レベルを附して発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民へ迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 気象予警報等

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

気象警報・注意報、特別警報は、市町村単位「高石市」で発表される。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域「泉州」、一次細分区分「大阪府」、府県予報区「大阪府」で発表されることもある。なお、気象警報等を補足する情報として、警戒レベルの他、災害の危険度が高まる地域を示すなど早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報が提供されることがある。

なお、竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間、発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達される。

(1) 注意報

気象現象等によって市域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するため市町村毎に注意報を発表する。

種 類		発表基準等（令和6年5月23日現在）
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準:11 土壌雨量指数基準:114

第1章 災害警戒期の活動
第1節 気象予警報等の伝達

第1編 総則

第2編 防災策
災害予

第3編 害応急対策
地震災

第4編 災害応急対策
風水害

第5編 災害応急対策
事故等

第6編 旧・復興対策
災害復

附属1 警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2 震害対策推進計画
南海トラフ地

資料編

種 類		発表基準等（令和6年5月23日現在）
気象注意報	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さ5cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、大阪管区気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が－2℃～＋2℃になると予想される場合
	霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－5℃以下になると予想される場合
土砂崩れ注意報☆	土砂崩れ注意報	大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には表3の条件に該当する場合である。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

種 類		発表基準等（令和6年5月23日現在）
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準：芦田川流域=4.4，王子川流域=6.4

(2) 警報

気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	大雨警報（浸水害）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準：20
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上と予想される場合
土砂崩れ警報 ☆	土砂崩れ警 報	大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所からの全員避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当。
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準：芦田川流域=5.6，王子川流域=8.1

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安

である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

注4 土壌雨量指数（大雨注意報、大雨警報）：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。本市は土砂災害警戒情報の対象となっていないので、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定されていない（大雨注意報には設定されている）。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する。

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき 1時間雨量：100mm

(4) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害が既に発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル5」に相当
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）の情報により、危険な場所からの全員避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームペー

ジで公表する。

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で「警戒レベル5」に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」に相当
流域雨量指数 の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(6) 気象予警報等の関係機関への伝達経路
〔別図1-1〕の伝達経路による。

2 大阪府が発表する水位到達情報

- (1) 芦田川（水位周知河川）について、「氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を警戒すべき水位」を避難判断水位と定め、この水位及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表情報	発表基準
氾濫警戒情報 (特別警戒水位到達情報)	対象量水標（加茂）で避難判断水位 <0.90m>に到達した場合 高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当
氾濫危険情報 (特別警戒水位到達情報)	対象量水標（加茂）で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） <1.00m>に到達した場合 避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す「警戒レベル5」に相当

(2) 芦田川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等の伝達系統

〔別図1－2〕の伝達系統による。

(3) 水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(4) 高潮特別警戒水位到達時の関係機関への伝達系統

〔別図1－3〕の伝達系統による。

3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに市又は堺市消防局、大阪府警察若しくは堺海上保安署に通報する。

(2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、市又は堺市消防局に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、大阪府（本庁関係課）に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

たつ巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ 海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

ウ その他

① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ

② 堤防からの越水

③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など

4 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1) 気象予警報等の収集

ア 気象台の発表する気象予警報等は、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システム等を通じ速やかに収集する。

イ 気象予警報等については、市防災行政無線により情報を伝達する。

ウ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

エ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第2 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民や要配慮者利用施設の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

特に、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合は、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にするとともに、住民に対し、台風の状況と併せて、不要・不急の外出抑制や身の安全確保の呼びかけに努める。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

市は、避難指示等や災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。

なお、道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行う。

避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

第1章 災害警戒期の活動
第1節 気象予警報等の伝達

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
害応急対策
地震災

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
震害対策推進計画
南海トラフ地

資料
編

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	- 氾濫発生情報 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） （大雨特別警報（浸水害））※1 （大雨特別警報（土砂災害））※1 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） - 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） - 高潮氾濫発生情報

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

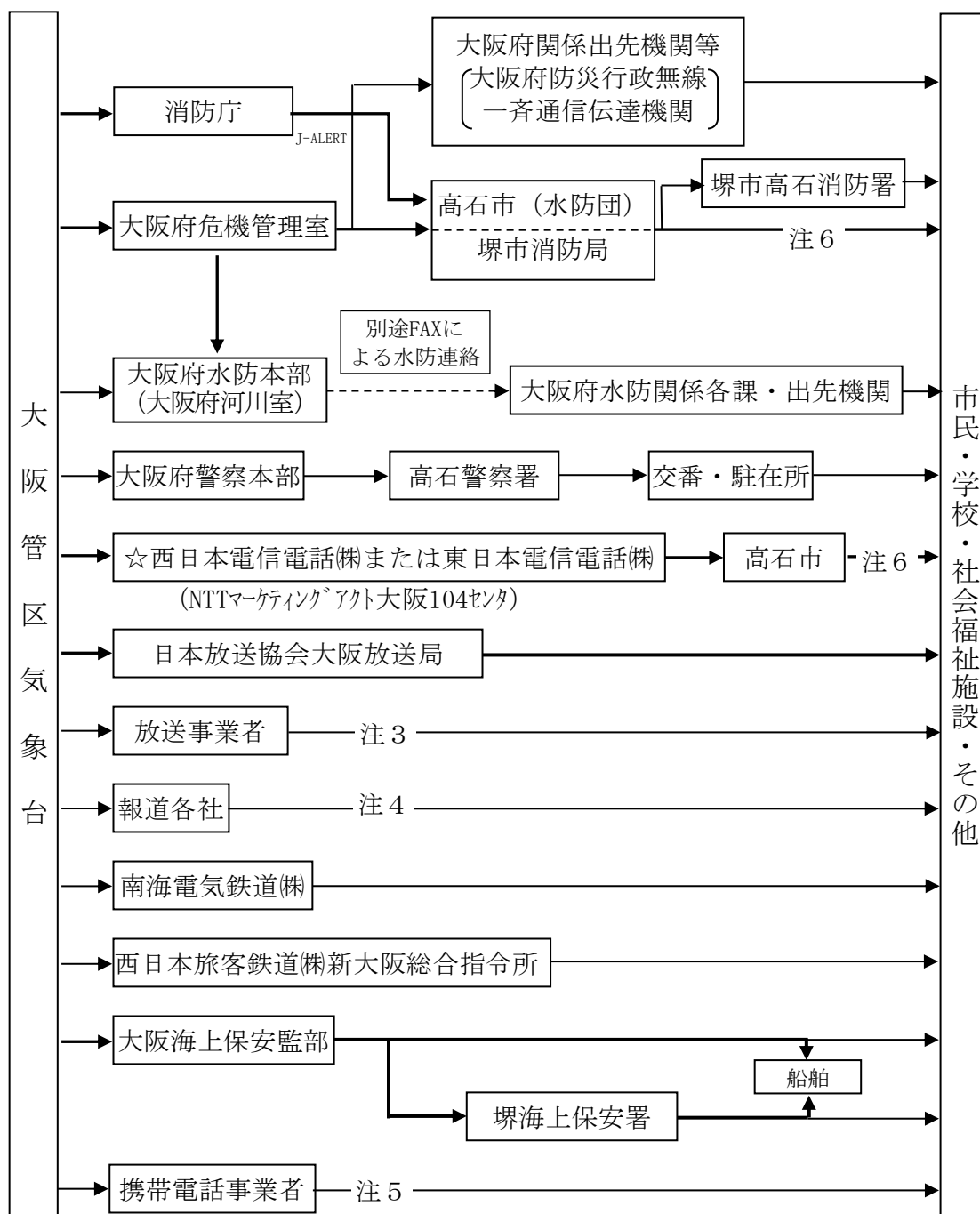
注2 市長は、居住者に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市長が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注5 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

〔別図1-1〕気象予警報の関係機関への伝達経路



1：太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2：☆印は、警報のみが伝達される。

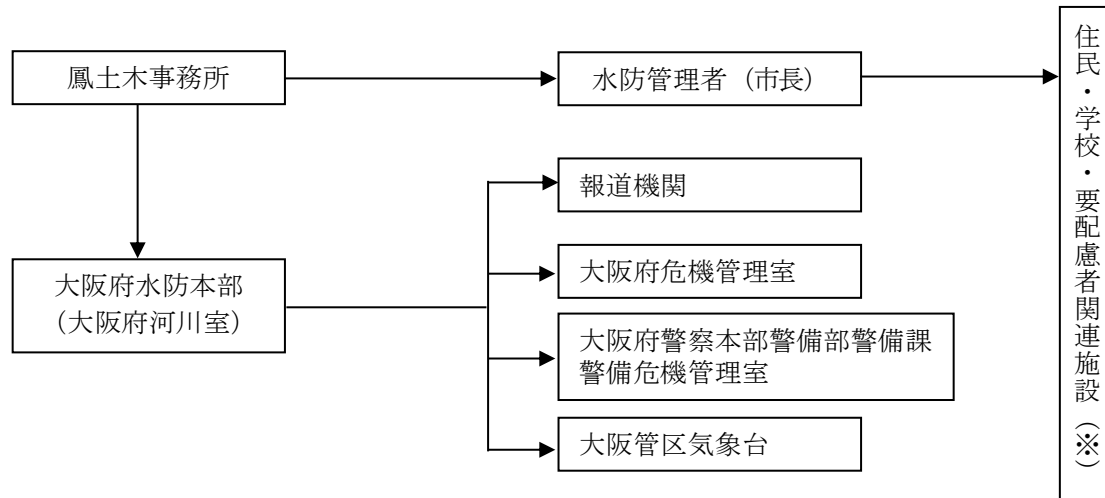
3：放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802 (FMC0. C0. L0) の11社。

4：報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

5：緊急速報メールは、気象等(大雨、防風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

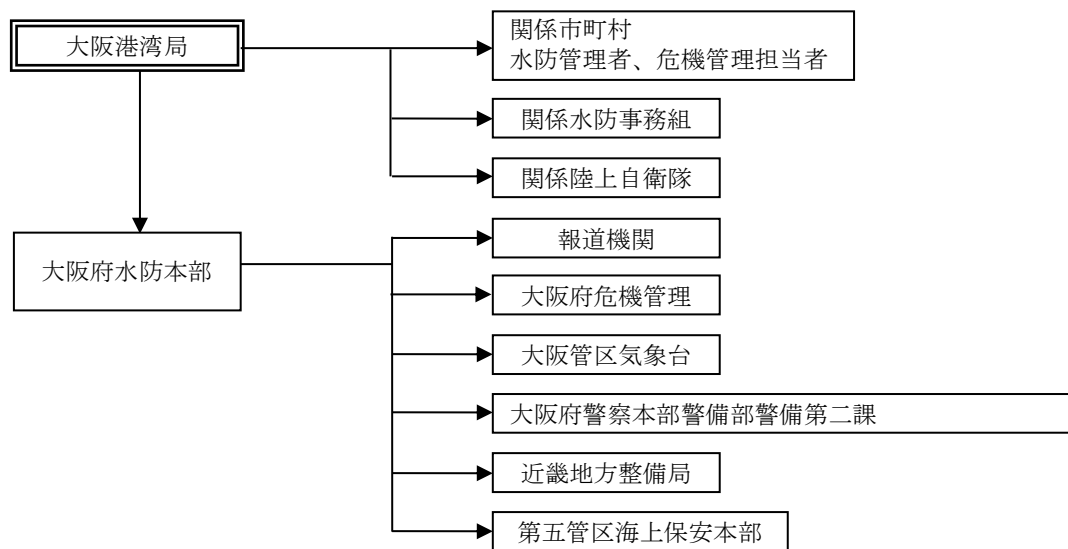
6：特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

〔別図1－2〕 芦田川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等の伝達系統



※浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

〔別図1－3〕 高潮特別警戒水位到達時の関係機関への伝達系統



第2節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減などの災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、市は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策の支援体制を整備する。

第1 災害対策指令部

危機管理監は、市域に災害の発生又は発生のおそれがあるとき、災害対策指令部体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行うとともに、水防団は、水防体制を整え、水防活動を行う。

1 設置基準

- (1) 気象に関する注意報・警報が発表されたとき
- (2) 災害の発生が予想される情報を受信し危機管理課長の報告に基づき、危機管理監が必要と認めたとき
- (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき
- (2) その他、指令部長（危機管理監）が認めたとき

3 災害対策指令部の構成

指令部長	危機管理監
副指令部長	危機管理課長
指令部員	総務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木管理課長、下水道課長

4 指令部の所掌事務

- (1) 情報の交換及び分析
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 職員の警戒配備体制に関すること
- (4) 災害警戒本部体制の必要性
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

第2 災害警戒本部

副市長は、小規模災害に対して、災害応急対策活動を実施するため高石市災害警戒本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 災害発生のおそれはあるが時間規模などの推測が困難なとき
- (2) 小規模の災害が発生したとき
- (3) その他、副市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他、災害警戒本部長が認めたとき

3 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長
災害警戒副本部長	教育長、危機管理監
災害警戒本部員	総合政策部長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

4 災害警戒本部会議

災害警戒本部長は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要に応じて、副本部長及び本部員等の集合を命じ本部会議を開催する。なお、災害警戒本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

5 災害警戒本部の所掌事務

- (1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
- (2) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (3) 職員の動員体制に関すること
- (4) 災害対策本部体制の必要性に関すること
- (5) 防災関係機関との連絡に関すること
- (6) 災害警戒本部の閉鎖に関すること
- (7) 必要な物品、資機材等の購入に関すること
- (8) その他

6 災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

事務局は、危機管理課におき、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、高石市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

第3 災害対策本部

市長は、次の設置基準に該当する場合に高石市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 市域において中規模又は大規模な災害が発生したときまたは発生のおそれがあるとき
- (2) その他、市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他、本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策本部副本部長	副市長、教育長、危機管理監
災害対策本部員	総合政策部長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長、堺市高石消防署長、高石市消防団長

4 所掌事務

高石市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

〔本部〕

- (1) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (2) 職員の動員体制に関すること
- (3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること
- (4) 市民の避難誘導の決定に関すること
- (5) 地区防災拠点の開設に関すること
- (6) 指定避難所の開設に関すること

- (7) 避難指示等に関する事
- (8) 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合その連絡に関する事
- (9) 災害救助法の適用申請に関する事
- (10) その他災害に関する重要事項に関する事

〔各部〕

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び配備指令等を行うため、必要に応じて、副本部長及び本部員の集合を命じ本部会議を開催する。なお、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

又、災害対策本部会議での決定事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるときは、速やかに連絡し周知徹底を図る。

6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議の災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

事務局は、危機管理課におき局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長、危機管理監の順とする。

8 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「高石市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

9 大阪府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される大阪府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第4 職員動員計画

災害の規模により、必要な職員の動員計画・配備体制を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにする。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

1 職員の動員体制

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

指令		配 備 時 期	動 員 体 制
事前配備		1. 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
警戒配備	第1号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
	第2号	1. 小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第1号体制に移行しうる態勢とする。
非常配備	第1号	1. 中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第2号体制に移行しうる態勢とする。
	第2号	1. 大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. その他必要により市長が当該配備を指令するとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する態勢とする。

2 動員の指令・伝達

動員の指令は、本部長が各部長に行う。ただし、特定の部及び班に対して異なる指令を行

うことができるものとする。

(1) 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部長から班長、班長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話等により速やかにその旨を周知する。

(2) 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部及び班において定める伝達方法による。

3 動員報告

各班長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班に報告する。人事班長は、職員の参集状況を取りまとめ、総合政策部長を通じて、本部長に報告する。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

第5 防災関係機関の動員配備体制

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第6 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実

市は、広域応援等の要請に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女ともに活動することに配慮する。また、府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。

(1) 応援派遣職員等の宿泊場所の確保

(2) テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備

(3) 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底

(4) 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保

(5) テレビ会議などを活用した応援派遣職員と府との円滑な連携

(6) 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等、情報共有体制の確保

(7) 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮

第3節 警戒活動

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

市及び大阪府は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

水防管理者（市長）は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、気象通報及び各河川上流の雨量等により常に的確な気象状況の把握に努めなければならない。

2 河川水位

水防管理者（市長）は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、所轄の現地指導班長（大阪府）及び他の水防管理者へ通報する。

現地指導班長（大阪府）は、府管理の量水標の水位が通報事項の各項に定めるところにより、水防本部（大阪府）に通報すると共に、状況に応じて府観測の水位を関係水防管理団体に通報する。

(1) 通報事項

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び下回ったとき
- ウ 避難判断水位に達したとき及び下回ったとき
- エ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- オ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

市内量水標設置位置等

河川名	通報水位	警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位	量水標位置	観測者	量水標零線高
芦田川	0.550m	0.800m	0.900m	1.000m	芦田川加茂2丁目	鳳土木事務所	0.P.(+)4.130m

3 潮位

(1) 水防管理者は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を所轄の現地指導班長（大阪府）に連絡する。

(2) 現地指導班長（大阪府）は、水防管理団体から潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、通報事項の各項に定めるところにより、水防本部（大阪府）に報告するとともに、状況に応じて大阪府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

(3) 通報事項

ア 潮位及び堤防天端高との関係

イ 潮位偏差（平常時のその時間の推定潮位と観測潮位との差）

(4) 警戒潮位

名 称	開閉水位の基準	備 考
芦田川水門	O. P. (＋) 2. 20m	操作責任者：高石市長
王子川水門	O. P. (＋) 2. 20m	操作責任者：高石市長

4 情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は、気象観測情報等の交換など相互連絡に努める。

第2 水防警報

知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

1 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長（大阪府）は、直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

2 関係機関への伝達経路

〔別図1－4〕の伝達経路による。

3 警報発表の時期

水防警報発表の段階

種類		内 容	発表時間
第1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	
第2	準備	水防資器材の整備点検、水こう門等開閉鎖準備、巡視、幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	
第3	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	
第4	解除	水防活動の終了に関するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防の必要がなくなったとき

水防警報発令の時期

種 別	大阪府知事指定	
発表者	鳳土木事務所長	大阪港湾局長
河川名	芦田川	泉北海岸
	洪水	高 潮
待 機	—	—
準 備	水防団待機水位（通報水位）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する）	潮位が0P+2.0mに達し、なお著しく上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき
出 動	① 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ② 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき	・高潮注意報が発表されたとき ・台風が岡山以东、大阪湾内を通過するとき ・台風等の接近により、大阪湾において風速15m/s以上の南ないし西よりの風が吹き、同時に満潮時になるとき ・津波予報が発表されたとき ・その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき
解 除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり水防活動を必要としなくなったとき	同 左
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき	—

第3 水防活動

市及び大阪府は、市域において洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 高石市水防団

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長（大阪府）に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの越水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど

- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作を行う。
- (5) 高石市災害対策本部または高石市災害警戒本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。
- (6) 水防団は「高石市水防非常勤務要領」及び「高石市の水防活動に関する協定書」に基づき、各防災関係機関及び堺市消防局と協力のもと、広報活動等、迅速な水防活動を実施する。
- (7) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 大阪府水防本部

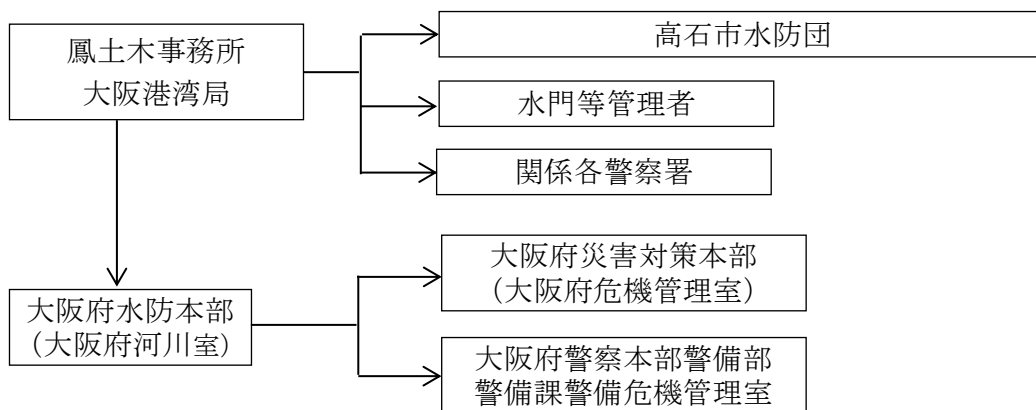
水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう、情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

〔別図1－4〕 水防警報の関係機関への伝達経路

○ 知事が発表する水防警報



第4 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道（大阪広域水道企業団）、下水道（市）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

(1) 電源設備、給排水設備の整備、点検

(2) 中継・連絡回線の確保

(3) 放送設備・空中線の点検

(4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 港湾、漁港施設（市、大阪港湾局）

ア 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第5 在港船舶避難活動

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に待避させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

(1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。

(3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 大阪府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導を行う。

第6 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市は大阪府と連携して、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸

送拠点を手早く開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるものとする。

第4節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示等の発令及び避難誘導等に必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、指定避難所を開設する。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「高石市避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 高齢者等避難の指示

市長は、河川で避難判断水位及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合、又は市長は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を発令・伝達する。

第2 避難情報及び災害発生情報

市長は、大雨に起因して発生する浸水災害、氾濫災害等の『大雨災害』が発生するおそれが予測された時には、「『大雨災害』に備えた避難行動・対策について」（平成22年10月 大阪府危機管理室・河川室）を踏まえて作成する「避難情報の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）」に則して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を発令する。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、大阪府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

1 避難指示等

(1) 高齢者等避難

市長は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に高齢者等避難を出す。

第1章 災害警戒期の活動
第4節 避難誘導

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(2) 緊急安全確保、避難指示

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを指示する。

また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに大阪府知事に報告する。

2 避難指示

実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令等
市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	災害対策基本法第60条第1項
市長	「屋内での待避等の安全確保措置」の指示	災害全般	避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法第60条第3項
知事	指示	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難のための立ち退き、若しくは緊急安全措置を指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
			人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条第1項
水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

※市長は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、

連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

※また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

※助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

※避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 住民への周知

市長は、避難指示等の発令にあたっては、避難指示が出された地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、市及び事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

4 避難路の確保

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

第3 避難者の誘導

1 市

避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

住民の避難誘導に際し、大阪府警察の協力を得るとともに、消防団や自主防災組織、自治会、民生委員等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。また、高石市避難行動要支援者支援プランに即して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

なお、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、市の個別避難計画や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 広域避難

1 大阪府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難

所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 他府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては、大阪府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、大阪府知事に報告したうえで、市が他府県の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、大阪府から助言を受けることができる。

第5 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

発 令 者	種 類	「警戒区域」を設定する要件	根 拠 法 令
市 長	災害全般	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	災害全般	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法 第63条第2項
知 事	災害全般	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条第1項
消 防 吏 員 消 防 団 員	災害全般 (水災を除く)	火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場等において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項
警 察 官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行うことができる。	消防法第28条第2項 消防法36条第8項
消防長又は 消 防 署 長	火 災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2第1項

発 令 者	種 類	「警戒区域」を設定する要件	根 拠 法 令
警 察 署 長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域の設定等を行うことができる。	消防法 第23条の2第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法 第63条第3項
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条第1項
警 察 官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条第2項

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第6 指定避難所の開設及び運営等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、大阪府に開設状況を報告するとともに、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して、避難所の開設状況や混雑状況を市民等に周知する。

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。
- 2 指定避難所を開設した場合は、速やかに指定避難所へ担当職員を派遣し、「指定避難所開設運営マニュアル」に基づき指定避難所を開設する。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告し、情報の共有に努める。
- 3 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 4 指定避難所への被災者受入れの際、避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案し、関係機関や団体などとも連携を図りながら受け入れに努める。

- 5 指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- 6 指定避難所の運営は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所担当職員は、災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。運営の詳細については、指定避難所ごとに策定した「指定避難所開設運営マニュアル（運用編）」による。
- 7 市は、指定避難所の運営に関しては役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

第 2 章 災害発生後の活動

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府と連携して、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

市は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。また、市は大阪府に対して、支援体制の整備支援を要請する。

第2節 住民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話（コールセンター）等の窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

国は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、堺市消防局、大阪府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害情報の収集伝達

市をはじめ大阪府及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

市は、災害発生時には直ちに防災行政無線や防災情報システムをはじめとする多様な通信手段を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動等を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ ファクシミリの利用

災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、ファクシミリによる。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 高石市防災行政無線（固定系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

イ 高石市防災行政無線（移動系）

市各部及び公用車両、堺市消防局、高石市消防団、自主防災組織との相互通信や携帯型デジタル簡易無線機等を活用し、自主防災組織と相互通信する。

ウ 大阪府防災行政無線

大阪府、大阪府出先施設、大阪府下市町村及び防災関係機関との相互通信

エ 堺泉北地域防災相互無線（相互系）
防災関係機関及び近隣市との相互通信

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

大阪府域にかかる気象情報、雨量観測情報、潮位観測情報の収集のほか、市から大阪府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ 河川流域総合情報システム

一般財団法人河川情報センター提供の河川流域総合情報システムを活用し、レーダ雨量、市内の雨量等の情報収集を行う。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

第2 被害情報の収集・報告

市は、大阪府及び防災関係機関と密接な連携のもと、災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、大阪府が災害に関する情報の収集を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、大阪府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、大阪府は市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表（DV等支援措置対象者は除く。）し、速やかな安否不明者の絞り込みを行う。その際、市は、把握している人的被害の数について大阪府に連絡する。当該情報が得られた際は、大阪府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、大阪府と密接に連携しながら適切に行う。

大阪府は、安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると判断する場合、市ほか関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

さらに、市は、災害発生後、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

なお、指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、総合防災情報システム（SOB-O-WEB）等を活用して、直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡するものとし、政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部）の設置後は当該情報を政府本部に連絡する。

1 初動期の情報収集

(1) 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 堺市消防局への通報状況
- イ 大阪府警察からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(2) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資機材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

- ア 人的被害
- イ 物的被害
- ウ 機能的被害
- エ その他災害対策上必要な事項

(3) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

2 被害情報の収集

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

市から大阪府への被害状況の報告は、大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、

確定報告を行う。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。また、市が報告を行うことができなくなったときは、大阪府が職員の派遣等を通じ、災害に関する情報の収集を行う。

調査実施者	収集すべき被害状況等の内容	
市	1 人的被害	・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 ・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況 ・避難者及び指定避難所の状況
	2 物的被害	・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 ・建物（住家、非住家）の損壊状況
	3 機能的被害	・市道及び橋りょう等の被害状況 ・ライフラインの状況 ・各医療機関等の被害状況
	4 その他災害対策上必要な事項	・河川及び他の水位並びに海岸の潮位の状況 ・所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 ・農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 ・その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
堺市消防局	1 危険物施設等の被害状況 2 大規模救助及び救急事象の発生場所と程度 3 その他消防活動上必要ある事項	
高石警察署	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 2 交通規制及び緊急交通路確保の要否 3 各種犯罪の発生状況 4 その他災害警備活動上必要な事項	
その他の防災機関	1 所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項	

第3 被害情報の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に大阪府に対して行う。（大阪府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）

なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267

号)により、大阪府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、堺市消防局等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (1) 堺市消防局への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

※資料8-4「被害状況等報告」

1 災害概況即報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況即報」に従い大阪府等に報告するとともに、概況が判明するのに併せて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

2 被害状況即報

災害発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い大阪府等に報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

3 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第1号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

第4 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるなど、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等を検討し、緊急情報連

絡用の通信手段の確保に努める。

なお、市は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、大阪府に要請を行い、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

第5 有線・無線途絶時の対策

有線電話が途絶した場合、若しくは本市の無線電話が不通となった場合は大阪地区非常通信協議会に加入する他の機関の最寄りの無線電話を依頼し通信する。

大阪地区非常通信協議会の定めた通信経路は次のとおりである。

高石市 (危機管理課)	消 救		消 救		府 防	
	堺市高石消防署	堺市消防局	大阪市消防局	大阪府庁		
	(警防課)	(通信指令課消防指令センター)	(指令情報センター)	(危機管理室)		
	消 救		(地域衛星通信ネットワーク)	地 星		
	堺市高石消防署	堺市消防局	(防 T) : 9-200-220-8921	大阪府庁		
	(警防課)	(通信指令課消防指令センター)	(防 F) : 9-200-220-8821	(危機管理室)		
	警 察		府 防			
高石市 (危機管理課)	高石警察署	大阪府警察本部	大阪府庁			
	(総務課)	(通信指令室)	(危機管理室)			
	0.8km		4.2km			
	南海高石駅	南海難波駅	大阪府庁			
		(駅長室)	(危機管理室)			
	府 防		府 防			
	大阪ガス泉北製造所第二工場	大阪ガス本社	大阪府庁			
高石市 (危機管理課)	(地域衛星通信ネットワーク)		(防 T) : 9-200-220-8921	地 星	大阪府庁	
			(防 F) : 9-200-220-8821		(危機管理室)	

出典：大阪府非常通信経路計画（令和元年度 大阪府危機管理室）

無線区間
有線区間
使送区間

第4節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。

なお、市は府と連携し、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手する際の注意喚起に努める。

第1 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、大阪府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

- ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、大阪府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合
- イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が大阪府域付近に上陸し、大阪府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなどし、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合

(2) その他自然災害等

その他自然災害等により、大阪府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

第2 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。なお、市は府と連携し、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手する際の注意喚起に努める。

1 市

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 避難指示等の発令
- ウ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- エ 二次災害の危険性
- オ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- カ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- キ 市内の被害状況の概要

① 延焼火災、建物破壊、道路破損等の発生状況

ク 市の活動体制及び応急対策始動状況

- ① 本部等の設置
- ② 指定避難所の開設及び救護所の設置
- ③ その他必要な事項

(3) 応急活動実施段階の広報

- ア 災害状況に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況

- ① 被災地の状況とその後の見通し
- ② 指定避難所及び救護所の開設状況
- ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
- ④ 被災者のために講じている施策
- ⑤ その他必要な事項

ウ 生活関連情報

- ① 電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況
- ② 食料品及び生活必需品の供給状況

エ 通信施設の復旧状況

オ 道路交通状況

カ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

キ 交通機関の復旧及び運行状況

ク 市役所業務の再開等に関する情報

ケ 義援物資等の取扱い

コ その他必要な事項

2 堺市消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては災害状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3 高石市消防団

堺市消防局と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。

4 大阪府高石警察署

大阪府高石警察署は、市その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 災害の状況及びその見通し。
- (2) 避難及び救出・救助活動に関すること。
- (3) 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) その他警察措置に関すること。

5 西日本電信電話株式会社等

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- (1) 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- (2) 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他の事項

6 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

- (1) 安全及び危険防止
 - ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
 - イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
 - ウ 屋外へ避難する場合は、ブレーカー等を切ること。
 - エ 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
 - オ その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 被害状況
 - ア 停電区域
 - イ 停電事故復旧状況
 - ウ 停電事故復旧見込み

7 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

ア ガス栓を全部閉めること。

イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。

ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。

(2) 被害状況、可動状況、復旧状況と今後の見直しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。

イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

8 大阪広域水道企業団

大阪広域水道企業団は、市その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

(1) 断水区域及び復旧見通しに関する事項

(2) 応急給水の場所、時間、給水を受けるために必要な容器等に関する事項

9 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線の利用

市災害対策本部は、防災行政無線を通じて必要な情報を伝達する。

※資料6-6「広報の文例」

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は、併せて堺市消防局、大阪府高石警察署その他の防災関係機関の

協力を要請する。

エ 市庁舎、指定避難所等での配布、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、指定避難所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネットによる広報

市及び防災関係機関が保有するホームページを活用して、災害関連情報を提供する。

カ 避難行動要支援者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難指示等を発令する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 要配慮者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等要配慮者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各班からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第3 広聴活動

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口及びコールセンターの開設

災害の状況により、被災者のための相談窓口及びコールセンターを市に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。また、総務省行政評価局等は、市と連携して、被災者への生活支援情報の提供、専用電話等を備えた相談窓口や特別行政相談所の開設を現地の情勢を踏ま

えながら速やかに実施し、特別行政相談活動を展開する。

2 相談窓口及びコールセンターの推進体制

- (1) 相談窓口及びコールセンターでは、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

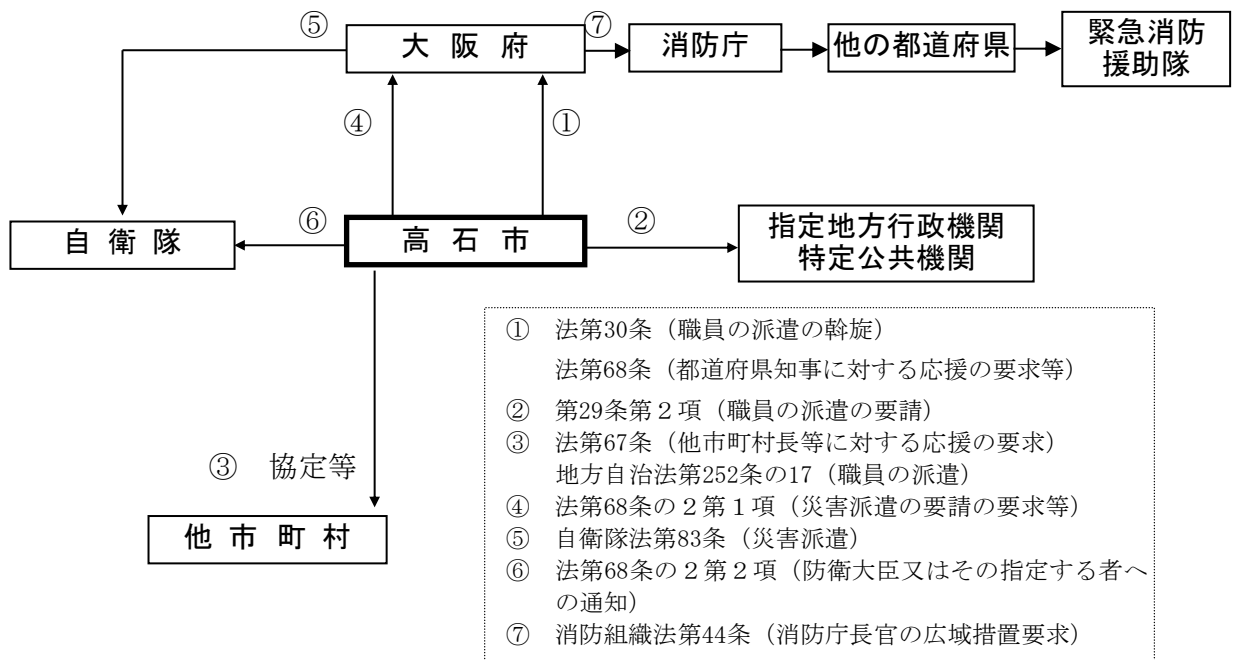
第5節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害時相互応援協定締結市町、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとる。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。なお、要求を受けた時は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

市が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

応援体系図



※大阪府（知事）に職員の斡旋を要求する対象
法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
(法：災害対策基本法)

第1 大阪府知事等に対する要請等

1 大阪府知事に対する要求

市長は、大阪府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要求するときは、次の項目を明確にし、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連 絡 先	大阪府防災行政無線	電 話
大阪府危機管理室	(6) 220-8921 FAX (6) 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654

(6) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

2 （大阪府知事に対する）緊急消防援助隊の要請

市長は、堺市消防局と協議し、大阪府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、堺市消防局と協議のうえ、直接、消防庁長官に派遣を要請する。

3 協定等に基づく要請

災害時における相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。なお、協定の定める手続きに基づくとまがないときは電話等により行い、事後速やかに協定に基づく手続きを実施する。

※資料7-1 「災害協定一覧」

4 他の市町村等に対する要求

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

5 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関※¹に対して職員派遣を要請する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関※²の職員派遣の斡旋を要請する。

当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、大阪府知事に対して職員の派遣について、斡旋を要請するときは、大阪府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要事項

※1：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※2：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第4項に規定する行政執行法人

6 大阪府知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

7 知事による応急措置の代行

知事は、大阪府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

第2 広域応援の受援体制の確立

市は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるため、環境整備・装備の充実、体制整備、情報提供など、受援体制の確立に努める。特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行う等により連携強化に努めるとともに、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有する。

1 受援時の環境整備・装備の充実

市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受入れるにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮する。

- (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保
- (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- (3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保
- (4) その他、応援職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保

2 受援時の体制整備

市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるにあたり、事前に定めた高石市受援計画等に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。

3 受援時の情報提供

市は、総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。

第3 広域応援受入の実施

市は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、高石市受援計画等に基づき受け入れを行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、

場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救護班と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

※資料3-9「災害時用臨時ヘリポート」

第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、大阪府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

第5 関係機関の連絡調整

内閣府は、大阪府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

大阪府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うことから、市は、被災状況や対応状況等について、必要に応じ随時、大阪府に報告する。

第6節 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 派遣要請

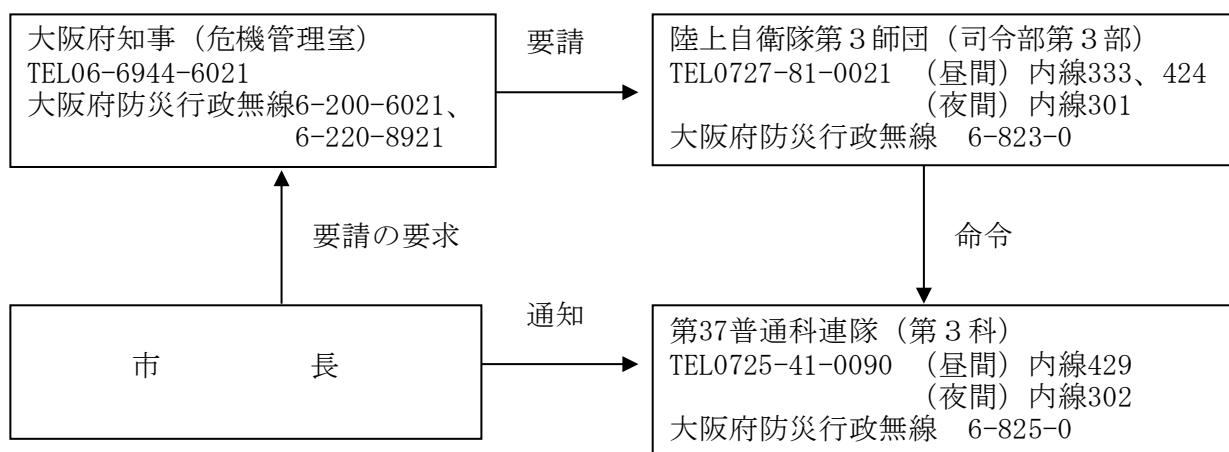
1 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、大阪府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊）長に災害の状況を通知し、派遣を要請する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※資料8-6「自衛隊派遣要請書様式等」

派遣要請系統図



第2 自衛隊の自主派遣等

自衛隊の災害派遣は、大阪府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、以下に示す自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められるときに、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- 3 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施するとき
- 4 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- 5 その他災害に際し、上記1から4に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第3 派遣部隊の受入れ

- 1 派遣部隊の誘導等
 - (1) 大阪府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、大阪府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
 - (2) 大阪府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。
- 2 受入れ体制
 - (1) 連絡所の設置
市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
 - (2) 現地連絡担当者の指名
市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

第4 派遣部隊の活動

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、

活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体が混乱していることを前提として、派遣部隊による活動が円滑に進むよう、防衛省・自衛隊による「提案型」の支援が自発的に行われるものとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

- 11 危険物の保安及び除去
- 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- 12 その他
- その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収要請を要求する。

第7節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、大阪府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第1編 総則

第2編 災害予
防対策

第3編 地震災
害応急対策

第4編 風水害
災害応急対策

第5編 事故等
災害応急対策

第6編 災害復
旧・復興対策

附属1 東海地震の
警戒態勢に伴う対応

附属2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

第8節 消火・救助・救急活動

市、堺市消防局、大阪府警察、海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

市は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携を取り、救護体制を整備し、応急救護にあたる。業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

なお、要救助者の生命及び身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対し、携帯電話等による要救助者の位置情報提供を要請する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第2 堺市消防局

堺市消防局は、消防団及び大阪府警察等の関係機関と相互に連携を図り、風水害時における被害の軽減を図る。

1 災害発生状況の把握

高所カメラ、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

ア 市災害対策本部をはじめ関係機関との密接な連携のもとに、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 大阪府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況

に適した部隊配備を行い、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 現場救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重傷度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。

ウ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

風水害により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊の応援を受け、消防活動を遂行する。

(1) 大阪府下広域応援

市長は、堺市消防局と協議のうえ、協定に基づき応援要請する。

(2) 緊急消防援助隊

市長は、堺市消防局と協議のうえ、大阪府知事若しくは消防庁長官に応援要請する。

第3 大阪府警察

- 1 大阪府警察は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 大阪府警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する大阪府高石警察署に派遣する。
- 3 市、堺市消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 堺海上保安署

海上における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 市・大阪府警察・その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して、沖合に配

備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請・情報交換を実施するものとする。（海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。）

第5 各機関による連絡会議の設置

市、堺市消防局、大阪府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、大阪府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第6 行方不明者の搜索

市は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、大阪府警察との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- 2 行方不明者搜索中に遺体を発見したときは、速やかに所定の手続をとる。

第7 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、市、消防団、堺市消防局、大阪府警察など防災関係機関との連携を図る。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 医療救護活動

市、大阪府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

なお、市内の医療機関は、状況に応じて、大阪府知事との協定に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班の派遣に努めるものとする。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市

高石市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 大阪府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、市の定める集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 市

災害医療センターである高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター及び高石市医師会を中心に医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、大阪府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 高石市医師会

高石市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、高石市医師会災害対策本部を設置し、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

※資料5-2「医療救護班編成表」

※資料7-3「災害時における医師の救急医療に関する協定書」

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置する。

ア 応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

イ 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、指定避難所に設置する。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、大阪府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し、移動する。

イ 大阪府及び市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、大阪府及び市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に高石市医師会等から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

応急救護所を設置した場合、状況に応じて、大阪府等に医療救護班（緊急医療班）の派遣を要請する。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

市は、大阪府の協力を得て、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、大阪府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等を基に、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた大阪府下全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。

また、大阪府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では、対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市災害拠点病院と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び大阪府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は、状況により大阪府に対し、航空機搬送の要請を行う。

大阪府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、大阪府が所有する大阪府ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

ウ 海上搬送

大阪府は、所有する船舶、あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMA Tの派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ④ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ⑤ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター（高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、浜寺病院である。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市は、高石薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、医療救護活動に必要な医薬等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、医薬品等の供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市と高石市医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第10節 交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。特に緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と判断される場合には、ヘリコプターの派遣要請を行い、地上輸送とともに航空輸送を機動的かつ効果的に活用する。

大阪府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

※資料2-6「防災マップ」

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、大阪府及び市に連絡する。

ア 市、大阪府、道路管理者、港湾管理者(大阪府)、漁港管理者(市)

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、大阪府及び大阪府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道

路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、大阪府警察、消防機関、自衛隊、その他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとる。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)は、自ら車両の移動等を行う。

イ 大阪府警察

① 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放[※]する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

※ 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急車両の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

大阪府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

大阪府は、必要に応じて一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

大阪府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認等

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、大阪府及び大阪府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

※資料8-7「緊急通行車両事前届出書」

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送事業者等の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

6 高速道路が緊急交通路に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社は、これに対処すべき必要な措置を行い道路交通の確保に協力するものとする。この場合、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金徴収業務に関し適切な措置を講ずるものとする。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替え・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに近畿旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を

行う。
また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、大阪府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。
- ※資料3-9「災害時用臨時ヘリポート」

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、大阪府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第11節 公共土木施設等・建築物応急対策

市及び関係機関は、洪水、高潮などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、橋りょうなど道路施設など）

1 河川施設、海岸保全施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（大阪府）、大阪府高石警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

市は、被災した市有建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第12節 民間建築物等応急対策

市及び関係機関は、建築物の倒壊、危険物の漏洩、被災文化財の被害拡大等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境等への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

2 宅地

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

※「被災宅地危険度判定」は地震時、風水害時ともに対象とした制度

※「被災建築物応急危険度判定」は地震時のみの制度

3 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することにより、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。大阪府及び市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第13節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市・大阪府に報告する。関西電力送配電株式会社は、市内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、市及び大阪府に報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

1 上水道（大阪広域水道企業団）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の重要給水施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを市及び関係機関、報道機関に伝達するほか、市のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒

池の設置その他の下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

エ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、効率的・計画的に復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府、堺市消防局、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信の非常疎通措置

- 災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音・再生できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（WEB171）を提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

- 災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。
- ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害応急対策に直接関係のない工事に優先して、対策工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 対策にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。
- エ 応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(4) 災害広報

- 災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急対策の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第14節 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。
- (4) 降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

3 港湾施設、漁港施設（市、大阪港湾局）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局、大阪府警察、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第3 各施設管理者における復旧

1 鉄道施設

- (1) 線路、保安施設、通信施設等、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2 道路施設

- (1) 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- (4) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

3 港湾施設、漁港施設

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設等の応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

第15節 農水産関係応急対策

市、大阪府、及び防災関係機関は、災害時においては、農水産施設等の被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農業

1 農業用施設応急対策

被害状況を関係団体を通じ、速やかに把握し、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な指示を行い、災害の復旧が速やかに図られるよう努める。

なお、広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限度に食い止めるための技術指導を、市、大阪府泉州農と緑の総合事務所、いずみの農業協同組合等が協力し、実施する。

(2) 水稻等種子の確保・斡旋

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

(3) 病虫害の防除

ア 災害により被災した農作物の各種病虫害の防除については、農政室推進課及び他の関係機関と協力し、各種病虫害の防除を行う。

イ 農薬等が不足する場合は、大阪府に斡旋を依頼する。

第2 漁業

市は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するため、応急措置を講ずるとともに、その復旧促進に関する措置を講ずる。

第16節 災害救助法の適用

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第1 法の適用

1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受け、知事が実施する。この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施する。

2 適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	備 考
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80以上	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
大阪府内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2,500以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	40以上	
大阪府内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12,000以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	多 数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	大阪府知事が厚生労働大臣と協議	

3 適用手続き

市は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救

助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第2 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- 1 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編（資料8-1）に示すとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第17節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

大阪府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、大阪府に開設状況を報告するとともに、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して、避難所の開設状況や混雑状況を市民等に周知する。

避難収容が必要と判断した場合は、避難所を開設するとともに、速やかに指定避難所へ担当職員を派遣する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

1 指定避難所の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害対策本部等が開設を決定したとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

2 指定避難所開設の期間

災害発生の日から最大限7日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。

3 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知する。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所の安全を確認してから行う。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

4 指定避難所開設に伴う報告事項

災害対策本部長は、避難指示を発令したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただ

ちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

5 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所担当職員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が閉鎖を決定したとき。
- (2) その他、市長が決定したとき。

＊ただし、被災者のうちで住居が全壊等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

6 指定避難所の早期解消のための取組み

市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる被災住宅の応急修繕を推進する。

第2 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所を管理するため避難所担当職員を派遣し、必要に応じて施設管理者等の協力を得て災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し指定避難所の円滑な管理、運営に努める。また、施設の本来の機能の早期回復のため、市と大阪府は協力して、応急仮設住宅の提供など避難者の住宅の確保に努める。

地域住民で組織する避難所運営委員会は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害による被害を受けた者であること

- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示等が発せられた場合
 - イ 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他、避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、「指定避難所開設運営マニュアル」に基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

なお、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握、並びに大阪府への報告

なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用

- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与（栄養バランスのとれた適温の食事、食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保を含む。）及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- (8) 避難所開設当初からの段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション（間仕切り）の設置
- (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者へ配慮した運営に努める。
- (11) 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底（獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、適宜連携を図る）、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (13) 各指定避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、

専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

- (14) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- (15) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- (16) トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- (17) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る。
- (18) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮（多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮）
- (19) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置し、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター等の掲載など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (21) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部事務局と保健福祉部は避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有する。
- (22) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (23) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

3 指定避難所生活長期化に対応する環境整備

指定避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、指定避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。

- (3) 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線）
- (6) 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- (7) 女性用物干し場を設置する。
- (8) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- (9) 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (10) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

4 避難者の把握及び指定避難所の生活環境の把握

- (1) 市は、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、大阪府等への報告を行う。
- (2) 市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態並びに指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

5 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者及び社会福祉施設に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、大阪府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、市からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）や災害支援ナースを市へ派遣し、支援する。

第3 指定避難所の早期解消のための取り組み等

市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第4 広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて大阪府に広域避難収容に関する支援を要請する。

第18節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等の多様なニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

市は大阪府に要請することができるとともに、大阪府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

大阪広域水道企業団は大阪府及び市と協力して、災害発生後の非常用飲料水として1人1日3リットルを供給するため次の給水体制を確立し、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、その他の機関へ応援要請を行う。

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 配水場での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) ボトル水・缶詰水の配布

第2 食料・生活必需品の供給

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市における食料、生活必需品の供給

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2 大阪府に対する応援要請

大阪府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- (6) 近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府 LP ガス協会に対し、それぞれ食料、毛布・日用品、LP ガスの供給を要請
- (7) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (8) 緊急物資等を輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給

- (3) 近畿経済産業局
- 生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- ※資料3-10「備蓄配備一覧表」
- ※資料7-1「災害協定一覧」

第19節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

市は、大阪府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるとともに、指定避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を要請する。

- 1 大阪府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - (3) 指定避難所の防疫指導（大阪府避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）を踏まえて必要な措置を行う。）
 - (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (5) 衛生教育及び広報活動
- 2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 3 自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、大阪府に協力を要請する。
- 4 その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

大阪府和泉保健所と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

食中毒が発生した場合は、大阪府が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止

市は、大阪府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 巡回相談等の実施

(1) 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。

(2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。

2 心の健康相談等の実施

(1) 災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

3 災害関連死の防止

大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努める。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、必要に応じ、保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、市内での対処が困

難になった場合は、大阪府に応援を要請する。

また、市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

さらに、市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

災害支援ナースは、医療、看護ニーズの把握に努め、必要時、専門職へつなげる活動をする。また、施設運営者と相談しながら、施設の感染状況を把握し、必要時、ゾーニングや隔離を推進する。

第5 動物保護等の実施

市、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止に努める。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

また、市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- (3) 他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第20節 福祉活動

市は、高石市社会福祉協議会や市内の福祉サービス事業者と連携して、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した介護・福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生直後には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「高石市避難行動要支援者支援プラン」に則して、高石市社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて消防団や地域住民、自主防災組織、校区福祉委員会、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、介護・福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

3 看護ニーズの把握

市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1 在宅介護・福祉サービスの継続的提供

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅介護・福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者及び社会福祉施設等に関する被災状況等の情報を集約し、大阪府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら高石市社会福祉協議会や福祉サービス事業者と連携し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう大阪府や関係機関に要請する。

4 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪D W A T）の派遣要請

指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪D W A T）の派遣を、必要に応じ要請する。

第21節 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第22節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、他市と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、大阪府、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第23節 住宅の応急確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度において応急修理を行う。修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

第2 住居障害物の除去

- 1 大阪府は、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。
- 2 大阪府は、市に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、大阪府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅を供与する。

- 1 建設地については、公園、公共施設等の空地で、次の基準により選定する。
 - (1) 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
 - (2) 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場所

- 2 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 建設型応急住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- 4 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 5 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型応急住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の多様な意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、家主及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第8 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び建設型応急住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、大阪府へ要員派遣及び建設資機材等の斡旋又は調達を要請する。

第1編
総則

第2編
防災策
災害予

第3編
害応急対策
地震災

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資
料
編

第24節 応急教育等

大阪府及び市は、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第1 教育施設の応急整備

大阪府及び市は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置する。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校等

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、大阪府若しくは市と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 学校施設が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(3) 大阪府

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

また、必要に応じ、国及び他府県に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。加えて、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校及び市町村に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、

必要な措置を講ずる。

第3 学校給食の応急措置

学校、大阪府及び市は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第4 教職員の確保

応急教育を速やかに確立するため、大阪府と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。
まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は市で調整に努め、市で調整できない場合は、大阪府に指導・助言を求める。

第5 就学援助等

1 学用品等の支給

市は、災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高等学校等生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

市は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

3 園児・児童・生徒の健康管理

大阪府、市及び学校等は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、市を経由して大阪府に報告する。

市は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第7 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるよう努めるものとする。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用するものとする。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止するものとする。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努めるものとする。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努めるものとする。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めるものとする。

第25節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることをないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じて、速やかに仮設トイレやマンホールトイレを設置する。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
- (4) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 収集体制

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

- (1) し尿収集については、被災地域、指定避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。
- (2) 指定避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレや携帯型トイレを設置する。
- (3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

3 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等や散布機器を確保し、仮設トイレ等の衛生状態を保つ。
- (3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互支援基本協定を締結している市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

1 事前対応

高齢者等避難が出された段階で、早期に水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）への対応体制を準備する。

2 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握し、公的空地等から仮置場の候補地の選定を行う。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、水害廃棄物の発生見込み量を把握する。

3 処理活動

- (1) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。

※資料3-4「公的空地一覧表」

- (2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。

ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。

イ 障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、配車された車両等で一時集積場所に収集し搬送する。

ウ 泉北クリーンセンター及び一時集積場所に集積されたごみについては、焼却、又は破碎処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。

- (3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場等における衛生状態を保つ。
- (5) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。
- (6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互応援協定を締結している市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互応援協定締結市等に対して支援要請を行う。
- (6) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第26節 遺体対策

市及び大阪府警察、堺海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。また、身元不明の遺体については、大阪府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

なお、遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- 1 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- 2 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- 3 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- 4 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

第3 遺体安置所の設定

検案を終えた遺体については、大阪府警察等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する指定避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- 3 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する

要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

- 4 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- 5 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- 6 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- 7 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第4 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、大阪府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

第5 遺体の火葬等

災害の際、死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存し、縁故者が判明した場合は直ちに引き渡す。

第6 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

また、大阪府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第27節 ボランティアの受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、高石市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア団体等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、男女双方の視点を考慮するなど、ボランティアの活動環境について配慮する。

なお、大阪府社会福祉協議会は、大阪府や関係団体等と連携し、「大阪災害支援連携会議」等を活用しながら、発災時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を高石市社会福祉協議会等へフィードバックする。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

高石市社会福祉協議会は、市と連携し、災害ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンターを開設する。また、被災者ニーズ等への対応を図るため、発災時における対応等について、大阪府社会福祉協議会との情報交換に努める。

(2) 活動拠点・情報の提供

市は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口となる高石市社会福祉協議会と連携し、情報を交換し、また活動の拠点を提供する。

(3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供すると共に、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) 受入れ方法

受入れは、高石市社会福祉協議会の「災害時支援ボランティア登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

(5) ボランティア保険への加入

高石市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボラン

ティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

3 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 指定避難所
- イ 福祉避難所
- ウ 防災拠点
- エ 救護所
- オ 災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- カ その他

(2) 活動内容

- ア 居住場所の確保
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 救援物資等の輸送
救援物資集配拠点（総合体育館）から、指定避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等の日常生活に関する救援物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮した活動を行う。

4 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

ア 指定避難所ごとの被災者数

- ① 大人数（男女別）・世帯数
- ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生・高校生・大学生）
- ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
- ④ 障がい者数・種別
- ⑤ 病人数（特に病状別要加療者数）
- ⑥ 外国人数（国別）

イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グランド等建物周辺）

ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量

エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

第2 義援金品の受付・配分

市並びに高石市社会福祉協議会に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市並びに高石市社会福祉協議会などに寄託される義援金・共同募金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

イ 市は、大阪府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

市は、住民・企業等が被災者のニーズに応じた義援物資の提供ができるよう、大阪府と連携して必要とされる物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するとともに、義援物資の受付・配送体制等の整備に努める。

(1) 市並びに高石市社会福祉協議会に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

- (2) 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- (3) 義援物資の配分方法等は、関係する機関等が協議して決定する。
- (4) 配分決定に基づき、ボランティアの協働において義援物資を各指定避難所へ輸送する。
- (5) 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

また、義援物資の募集に際し、又は電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し、次のことにも配慮いただくよう要請する。

(1) 受入れ品目の限定

- ア 必要とする物資
- イ 当面必要でない物資

(2) 義援物資送付の際の留意事項

- ア 義援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
- イ 複数の品目を混載しないこと。
- ウ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口での義援物資の送付等 avoid すること。
- エ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金として願います。

3 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

大阪府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国・大阪府との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、大阪府と連携し、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、大阪府と連携し、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4編 風水害災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達.....	267
第1 気象予警報等	267
第2 住民への周知	273
第2節 組織動員	278
第1 災害対策指令部	278
第2 災害警戒本部	279
第3 災害対策本部	280
第4 職員動員計画	282
第5 防災関係機関の動員配備体制	283
第6 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実	283
第3節 警戒活動	284
第1 気象観測情報の収集伝達	284
第2 水防警報	285
第3 水防活動	286
第4 ライフライン・交通等警戒活動	288
第5 在港船舶避難活動	289
第6 物資等の事前状況確認	289
第4節 避難誘導	291
第1 高齢者等避難の指示	291
第2 避難情報及び災害発生情報	291
第3 避難者の誘導	293
第4 広域避難	293
第5 警戒区域の設定	294
第6 指定避難所の開設及び運営等	295

第2章 災害発生後の活動

第1節 支援体制	299
第2節 住民等からの問い合わせ	300

第3節	災害情報の収集伝達	301
第1	情報収集伝達経路	301
第2	被害情報の収集・報告	302
第3	被害情報の報告	304
第4	通信手段の確保	305
第5	有線・無線途絶時の対策	306
第4節	災害広報	307
第1	災害モード宣言	307
第2	災害広報	307
第3	広聴活動	311
第5節	広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	313
第1	大阪府知事等に対する要請等	314
第2	広域応援の受援体制の確立	316
第3	広域応援受入の実施	316
第4	応急対策職員派遣制度に基づく支援	317
第5	関係機関の連絡調整	317
第6節	自衛隊の災害派遣	318
第1	派遣要請	318
第2	自衛隊の自主派遣等	319
第3	派遣部隊の受入れ	319
第4	派遣部隊の活動	319
第5	撤収要請	321
第7節	災害緊急事態	322
第8節	消火・救助・救急活動	323
第1	市	323
第2	堺市消防局	323
第3	大阪府警察	324
第4	堺海上保安署	324
第5	各機関による連絡会議の設置	325
第6	行方不明者の搜索	325
第7	自主防災組織	325
第8	惨事ストレス対策	325

第9節	医療救護活動	326
第1	医療情報の収集・提供活動	326
第2	現地医療対策	326
第3	後方医療対策	328
第4	医薬品等の確保・供給活動	330
第5	個別疾病対策	330
第10節	交通規制・緊急輸送活動	331
第1	陸上輸送	331
第2	水上輸送	333
第3	航空輸送	334
第11節	公共土木施設等・建築物応急対策	335
第1	公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、橋りょうなど道路施設など）	335
第2	建築物等	335
第3	応急工事	335
第12節	民間建築物等応急対策	336
第1	民間建築物等	336
第2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	336
第13節	ライフライン・放送の確保	337
第1	被害状況の報告	337
第2	ライフライン事業者における対応	337
第14節	交通の安全確保	341
第1	被害状況の報告	341
第2	各施設管理者における対応	341
第3	各施設管理者における復旧	342
第15節	農水産関係応急対策	343
第1	農業	343
第2	漁業	343
第16節	災害救助法の適用	344
第1	法の適用	344
第2	救助の内容	345

第3	職権の一部委任	345
第4	救助の程度、方法及び期間等	345
第17節	指定避難所の開設・運営等	346
第1	指定避難所の開設	346
第2	指定避難所の管理、運営	347
第3	指定避難所の早期解消のための取組み等	350
第4	広域的避難収容	351
第18節	緊急物資の供給	352
第1	給水活動	352
第2	食料・生活必需品の供給	353
第19節	保健衛生活動	355
第1	防疫活動	355
第2	食品衛生監視活動	355
第3	被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	356
第4	保健衛生活動における連携体制	356
第5	動物保護等の実施	357
第20節	福祉活動	358
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	358
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	358
第21節	広域一時滞在への対応	360
第22節	社会秩序の維持	361
第1	住民への呼びかけ	361
第2	警戒活動の強化	361
第3	物価の安定及び物資の安定供給	361
第23節	住宅の応急確保	363
第1	被災住宅の応急修理	363
第2	住居障害物の除去	363
第3	応急仮設住宅の建設	363
第4	応急仮設住宅の借上げ	364
第5	応急仮設住宅の運営管理	364
第6	公共住宅への一時入居	364

第7	住宅に関する相談窓口の設置等	364
第8	建設用資機材等の調達	365
第24節	応急教育等	366
第1	教育施設の応急整備	366
第2	応急教育体制の確立	366
第3	学校給食の応急措置	367
第4	教職員の確保	367
第5	就学援助等	367
第6	文化財の応急対策	367
第7	応急保育	368
第25節	廃棄物の処理	369
第1	し尿処理	369
第2	ごみ処理	369
第3	災害廃棄物等処理	370
第26節	遺体対策	372
第1	初期活動	372
第2	遺体の検視等	372
第3	遺体安置所の設定	372
第4	遺体の身元確認	373
第5	遺体の火葬等	373
第6	応援要請	373
第27節	ボランティアの受入れ	374
第1	災害発生時におけるボランティアの活動	374
第2	義援金品の受付・配分	376
第3	海外からの支援の受入れ	377